



あけまして、おめでとうございます。また、新たな1年がスタートしました。今年は午年です。しかも60年に1度の丙午で、エネルギーに満ち溢れて活動的になる年といわれています。午年の方は明るく前向きで行動力があり、情熱的で芯の強さやおおらかな面もあるそうです。本年も引き続き、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

1. カスハラ



●カスハラ指針！

～R8.10.1から開始予定～

→カスハラ対策が義務化（令和7年12月号参照）されたことを受け、カスハラ（カスタマーハラメント）とはどのようなものか、細かな対策方法について指針案が出されました。今日はカスハラの具体例を確認してみましょう。

＜カスハラの具体例＞

◆カスハラの3要素（令和7年1月号参照）のうち、

「②社会通念上相当な範囲を超えた言動」に該当する可能性のあるもの

- ・契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求
- ・契約金額の著しい減額を要求
- ・商品やサービス等と無関係な不当な損害賠償要求
- ・SNS等へ悪評を投稿することをほのめかし従業員を脅す
- ・土下座を要求
- ・大きな声をあげて従業員等を威圧
- ・同様の質問を執拗に繰り返す
- ・当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立て
- ・同様のメール等を執拗に繰り返し送りつける 等

※従業員側の不適切な対応の有無等、様々な要素を踏まえて②に該当するかどうか総合的に判断を行います

→事業主は、カスハラへ迅速・適切に対応する義務があります。

今月のトピックス



●子ども・子育て支援金、開始！～R8.4から～

原則、全医療保険の被保険者から徴収されます。協会けんぽの場合、月々の給与から「標準報酬月額×支援金率（R8年度は0.115%）」、賞与からも標準賞与額から同率が控除されます。

●年金からも所得税還付？～所得税の基礎控除の引き上げの影響～

年金から所得税が徴収されない金額が、基礎控除の引き上げで205万（65歳未満は155万）未満に引き上げられました。該当するみなさんは、R7.12支払時に所得税が還付されます。



2. 外国人材

●育成労制度とは？

～R9.4.1から開始！～

→外国人材の適正な受け入れを目指して、技能実習制度は廃止され育成労制度へ（令和6年7月号参照）と生まれ変わります。どのような制度なのか見てみましょう。

＜育成労＞

（概要）

- ・業務区分の範囲内で業務（関連業務も含む）に従事
- ・必須業務の時間は全体の1/3以上
- ・安全衛生に係る業務の時間は全体の1/10以上
- ・労働者派遣等監理型育成労産業分野（農業・漁業等）では、1年ごとに本国への一時帰国が認められる

（育成労外国人の要件）おもなもの

- ・18歳以上で健康状態が良好、素行が善良
- ・退去強制令書の円滑な執行に協力するとした旅券を所持
- ・監理型の場合、本国の公的機関から推薦を受けた者

（待遇の要件）おもなもの

- ・日本人が従事する場合の給与と同等以上
- ・給与決定等の待遇について差別的な取扱いをしていない
- ・一時帰国を希望した場合、必要な有給休暇を取得させる
- ・転籍制限期間が1年超の場合、昇給等待遇の向上を図る

→外国人が送出機関へ支払う費用は、総額で月給の2ヶ月分までという上限が設定されました。



お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5F

中京社会保険労務士法人

電話: 052-265-7578

 <http://chukyo-sr.jp/>
 <http://www.facebook.com/chukyosr>

